

# 役員退職慰労金規程

〔 24規程第8号  
平成24年4月1日 〕

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人高輝度光科学研究センター（以下「財団」という。）定款第26条の規定に基づき、財団の役員報酬規程第2条第2号に規定する常勤理事の退職慰労金について定めることを目的とする。

## (支 給 額)

第2条 常勤理事が退任若しくは死亡し又は解任されたときは、在任期間1月につき、その者の退任時若しくは死亡時又は解任時における基本給に100分の12.5の割合を乗じて得た額を退職慰労金として支給する。但し、当該常勤理事が引続き再任されて異なる役位に在任した場合においては、その者の異なる役位別の在任期間1月につき、当該役位におけるそれぞれの退任時若しくは死亡時又は解任時における基本給に100分の12.5の割合を乗じて得た額を退職慰労金として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該常勤理事が財団定款第25条第1号の規定に基づいて解任された場合にあつては、当該常勤理事には退職慰労金を支給しない。

## (退職慰労金の総額)

第3条 常勤理事の年間退職慰労金の総額は、3,500万円以内とする。

## (再任等の取扱)

第4条 常勤理事が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役位の常勤理事に任ぜられたときは、その者の退職慰労金の支給については、引続き在任したものとみなす。

2 任期満了の日以前又はその翌日において役位の異なる常勤理事に任ぜられたときも同様とする。

## (在任期間の計算及び特例)

第5条 在任期間及び役位別在任期間の月数の計算については、就任の日から起算し

て暦日に従って計算するものとし、1ヵ月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを1ヵ月として計算するものとする。

- 2 前項における月数の計算において、役位別在任期間の合計月数が常勤理事としての実在任期間の月数を超えるときは、役位別在任期間のうち、端数の小さい在任月数から当該超える月数に達するまで順次1ヵ月を減ずるものとし、この場合において端数の等しいものがあるときは、後の役位別在任期間の在任月数から同様に1ヵ月を減ずるものとする。
- 3 他の組織又は機関から派遣される者が、当該組織又は機関の身分を保有したまま常勤理事となった場合においては、その者の常勤理事としての在任期間はなかったものとみなす。

#### （退職慰労金の支給）

第6条 退職慰労金の支給は、第2条第2項に規定する場合を除き、常勤理事が退任し又は解任されたときにはその者に、死亡したときにはその者の遺族に、法令に基づきその者の退職慰労金から控除すべき金額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1ヵ月以内に支給するものとする。

#### （遺族の範囲及び順位）

第7条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、常勤理事の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤理事の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの。
  - (3) 前号に掲げる者の外、常勤理事の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族。
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの。
- 2 前項に掲げる者が退職慰労金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
  - 3 退職慰労金の支給を受けるべき同順位のものがある場合には、その人数

によって等分して支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(改 正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 設立の登記の日の前日に財団法人高輝度光科学研究センター（以下「旧法人」という。）に在任する常勤理事であって、設立の登記日以降引き続き財団の常勤理事となった者の在任期間は、その者の旧法人の常勤理事としての在任期間を財団の常勤理事としての在任期間とみなす。